

○農林水産省告示第 号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。

生産条件不利補正対象農産物の種類	規	格
麦・菜種	(略)	
備考	<p>一 この表において「パン・中華麵用品種」とは、次の要件のいずれにも該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麵用品種」とは、パン・中華麵用品種以外の小麦の品種をいう。</p> <p>イ 銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデユール、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、ちくしW四三号、つるさち、長崎W二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、みなみのやわら、みのりのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二〇九 (略)</p>	

二 (略)
別表第一 小麦

生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
北海道・山形県	(略)	(略)	(略)	(略)
福島県	アブクマワセ・きぬあずま(※)	(略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)	(略)
	さとのそら〜ゆきち			

改正前

一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。

生産条件不利補正対象農産物の種類	規	格
麦・菜種	(略)	
備考	<p>一 この表において「パン・中華麵用品種」とは、次の要件のいずれにも該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麵用品種」とは、パン・中華麵用品種以外の小麦の品種をいう。</p> <p>イ 銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデユール、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、つるさち、長崎W二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、みなみのやわら、みのりのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二〇九 (略)</p>	

二 (略)
別表第一 小麦

生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
北海道・山形県	(略)	(略)	(略)	(略)
福島県	アブクマワセ・きぬあずま(※)	(略)	(略)	(略)
	ふくあかり(※)		日本麵の製造用	(略)
	さとのそら〜ゆきち			

生産地の属する都	銘	柄	用	途
宮崎県	チクゴイズミ(※)	せときらら	用	(略)
鹿児島県	はるみずき		用	パン又は中華麵の製造
	ミナミノカオリ		(略)	
	(略)		(略)	
備考 (略)				
別表第二 二条大麦				
生産地の属する都	銘	柄	用	途
道府県	(略)		(略)	
北海道	しゅんれい		(略)	
京都府	はるさやか		(略)	
鳥取県	はるさやか		麦茶の製造用	
島根県	(略)		(略)	
徳島県	はるか二条		麦茶の製造用以外のもの	
香川県	(略)		(略)	
高知県	(略)		(略)	
福岡県	くすもち二条		(略)	
	(削る)		(削る)	
	はるか二条		(略)	
	はるか二条		(略)	
	ゆん		(略)	
佐賀県	(略)		(略)	
大分県	(略)		(略)	
宮崎県	ニシノホシ・はるか二条		(略)	
	(削る)		(削る)	
鹿児島県	(略)		(略)	

生産地の属する都	銘	柄	用	途
宮崎県	チクゴイズミ(※)		用	(略)
鹿児島県	(新設)		(略)	
	ミナミノカオリ		(略)	
	(略)		(略)	
備考 (略)				
別表第二 二条大麦				
生産地の属する都	銘	柄	用	途
道府県	(略)		(略)	
北海道	しゅんれい		(略)	
京都府	しゅんれい		(略)	
鳥取県	(新設)		(略)	
島根県	(略)		(略)	
徳島県	(新設)		(略)	
(新設)	(新設)		(新設)	
高知県	(略)		(略)	
福岡県	くすもち二条		(略)	
	しゅんれい		(略)	
	はるか二条		麦茶の製造用以外のもの	
	はるか二条		(略)	
	ゆん		(略)	
佐賀県	(略)		(略)	
大分県	(略)		(略)	
宮崎県	ニシノホシ・はるか二条		(略)	
	はるしずく		麦茶の製造用以外のもの	
鹿児島県	(略)		(略)	

定義 (略)	別表第五～別表第十 (略)	福岡県～大分県	(略)	(略)	生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
		愛媛県	ダイシモチ～マンネンボシ (削る)	(略)	北海道～香川県	(略)	(略)	(略)	(略)
		道府県	(略)	(略)	生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
		北海道～香川県	(略)	(略)	生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
備考 別表第四 はだか麦									
		群馬県～大分県	(略)	(略)	道府県	シユンライ	(略)	麦茶の製造用	(略)
		岩手県～茨城県	(略)	(略)	道府県	(略)	(略)	(略)	(略)
		栃木県	(略)	(略)	道府県	シユンライ	(略)	麦茶の製造用	(略)

定義 (略)	別表第五～別表第十 (略)	福岡県～大分県	(略)	(略)	生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
		愛媛県	ユメサキボシ ダイシモチ～マンネンボシ	(略)	北海道～香川県	(略)	(略)	(略)	(略)
		道府県	(略)	(略)	生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
		北海道～香川県	(略)	(略)	生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
備考 別表第四 はだか麦									
		群馬県～大分県	(略)	(略)	道府県	シユンライ	(略)	麦茶の製造用以外のもの	(略)
		岩手県～茨城県	(略)	(略)	道府県	(略)	(略)	麦茶の製造用以外のもの	(略)
		栃木県	(略)	(略)	道府県	シユンライ	(略)	麦茶の製造用以外のもの	(略)

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和六年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金から適用するものとし、令和五年以前の年産の麦に係る当該交付金については、なお従前の例による。